三　当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に掲げる日から起算して一年（当該一般廃棄物の輸出を三年間に二回以上行おうとする者にあつては、三年）を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五　（略）

3～5　（略）

（産業廃棄物の輸出確認の申請等）

第十二条の十二の二十五　（略）

2　前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物（分析試験の用に供するものを除く。）の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者（その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章D(2)のケース2に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。第三号において同じ。）は、産業廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に掲げる日から起算して一年（当該産業廃棄物の輸出を三年間に二回以上行おうとする者にあつては、三年）を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五　（略）

3～5　（略）

6　産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一の三による届出書を環境大臣に提出することができる。

一・二　（略）

三　当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四～六　（略）

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同等である場合に限る。）

三　第六条の二十七第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

四　第六条の二十八第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限る。）

五　第六条の二十七第五項に規定する権限

六・七　（略）

三　当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に掲げる日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五　（略）

3～5　（略）

（産業廃棄物の輸出確認の申請等）

第十二条の十二の二十五　（略）

2　前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物（分析試験の用に供するものを除く。）の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者（その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章D(2)のケース2に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。）は、産業廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五　（略）

3～5　（略）

6　産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一の三による届出書を環境大臣に提出することができる。

一・二　（略）

三　当該産業廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四～六　（略）

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

三　第六条の二十七第四項及び第六条の二十八第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

（新設）

四・五　（略）

（新設）